

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和7年4月18日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1 件
------------------------	-----

厚生年金保険関係	1 件
----------	-----

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1 件
---------------------	-----

厚生年金保険関係	1 件
----------	-----

厚生局受付番号 : 九州(受)第2400210号

厚生局事案番号 : 九州(厚)第2500003号

第1 結論

請求者のA事業所における標準賞与額を令和2年8月31日は25万円、令和3年8月31日は22万5,000円に訂正することが必要である。

令和2年8月31日及び令和3年8月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年8月31日及び令和3年8月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和2年8月31日
② 令和3年8月31日

請求期間①及び②における賞与が支給されたが、賞与支払届が提出されていなかったため、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所が提出した令和2年1回分賞与一覧表(個人別)、令和3年1回分賞与一覧表(個人別)等により、請求者は、同事業所から請求期間①は25万円、請求期間②は22万5,000円の賞与を支給され、当該賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第 2400203 号

厚生局事案番号 : 九州(厚)第 2500002 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 39 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 3 月 16 日から平成 2 年 1 月 16 日まで

A 社で正社員として昭和 60 年 4 月から昭和 62 年 3 月まで勤務し、この期間は B 社の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

しかし、退職した年の秋頃から A 社で再び勤務したが、2 度目に勤務した期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 日本年金機構は、請求者が請求期間において勤務していたとする A 社は、社会保険オンラインシステムに収録されている厚生年金保険の適用事業所ではない旨回答している。

また、A 社に係る閉鎖登記簿謄本によると、同社は既に解散していることが確認できるところ、同社の親会社とする B 社は、A 社は健康保険厚生年金保険の適用事業所ではなく、A 社に勤務する従業員は B 社の被保険者として厚生年金保険に加入させていた旨回答している。

2 請求期間のうち、昭和 62 年 3 月 16 日から同年 9 月 30 日までの期間について、請求者は、A 社を一度退職した後、その年の秋頃から再度勤めた記憶がある旨主張しているところ、B 社が提出した請求者の請求期間に係る社会保険被保険者台帳（以下「社会保険被保険者台帳」という。）において、採用年月日の欄には「S 62. 10」、欄外に「C/D」と記載されていることが確認できる上、請求者の請求期間における雇用保険被保険者記録に係る支給台帳全記録照会によると、昭和 62 年 3 月 27 日に求職申込みが行われ、同年 9 月 30 日に基本手当の支給が終了していることから、請求者は A 社及び B 社に勤務していなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の昭和 62 年 3 月 16 日から同年 9 月 30 日までの期間における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が昭和 62 年 3 月 16 日から同年 9 月 30 日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

- 3 請求期間のうち、昭和 62 年 10 月 1 日から平成 2 年 1 月 16 日までの期間について、社会保険被保険者台帳によると、採用年月日の欄は「S 62. 10」、退職年月日の欄は「2. 1. 15」と記載されていることから、請求者は A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険被保険者台帳の健康保険及び雇用保険の欄の資格取得年月日は「1. 4. 1」、資格喪失年月日は「2. 1. 16」と記載されているものの、厚生年金保険の欄は日付等の記載がなく、斜線が引かれている上、B 社は、社会保険被保険者台帳によると、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に関する届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていない旨回答している。

また、請求者が提出した平成元年分給与所得の源泉徴収票によると、社会保険料等の金額欄は「41,776 円」と記載されているものの、社会保険被保険者台帳においては、厚生年金保険の徴収保険料の欄は金額の記載がなく、横線が引かれている一方で、健康保険の徴収保険料の欄は「3,819」と記載されていることから、同台帳に記載された資格取得年月の平成元年 4 月から同年 12 月までの 9 か月分に係る健康保険料（3 万 4,371 円）及び雇用保険料（約 7,000 円と推測）が給与から控除されたとすると、前述の 41,776 円 of 金額に概ね一致することから、当該金額に厚生年金保険料が含まれていたとは推認できない。

なお、請求者が提出した昭和 63 年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額欄は「0 円」と記載されており、厚生年金保険料が控除されていたことは推認できない。

さらに、B 社は、請求者に係る賃金台帳、源泉徴収簿等の資料を保管しておらず、請求者も給与明細書を所持していないことから、昭和 62 年 10 月 1 日から平成 2 年 1 月 16 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の昭和 62 年 10 月 1 日から平成 2 年 1 月 16 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として昭和 62 年 10 月 1 日から平成 2 年 1 月 16 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。